

# 幼い子どもを育てながら働き続けるために

★パートなどの方でも  
会社へ申し出ることができます。  
(各制度によって取得できる条件有)

## 短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。

（育児・介護休業法第23条）

## 所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

（育児・介護休業法第16条の8）

## 子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。（有給か無給かは会社の規定によります。）  
※平成29年1月1日から、育児・介護休業法の改正により、半日（所定労働時間の二分の一）単位での取得が可能となります。

（育児・介護休業法第16条の2、第16条の3）



育児休業が終わっても、  
子育てはまだ入口…

## 時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

また、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならないことになっています。

（育児・介護休業法第17条、第19条）

## 子ども・子育て支援新制度

地域のニーズ等に応じ、これまでの幼稚園・保育園に加えて、働き方にかかわらず子どもを預ける事ができる「認定こども園」の普及が図られています。

また、新しく「地域型保育」を設け、特に待機児童の多い3歳未満児の保育の場を増やします。保育施設などの整備は市町村が中心となって進めています。

まずは住んでいる地域でどんな預け先があるのかを市町村の担当課や利用者支援事業などで確認しましょう。

子ども・子育て支援新制度について詳しくはこちら（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>